

## 京安心すまいセンターからの受託業務取扱いについて

京安心すまいセンター(以下「安すま」という)からの受託業務の募集・応募・選考方法等については、下記の通りとする。

### ☆日曜相談

#### 1.募集

- ・「安すま」との委託契約書による相談業務実施日程(以下「派遣要請日数」という)により募集する。

#### 2.応募条件

- ・マンション管理士賠償責任保険加入者に限る。
- ・過去に当会主催相談会(地域無料相談会及び京都市マンション管理セミナー等)、日曜相談専門相談員、旧出張版派遣講師並びに京都市分譲マンション管理アドバイザー(旧大規模修繕アドバイザー含む)の経験者
- ・上記に該当しない者は、事前に当会研修会で「マンション管理」に係るテーマで発表することで換えることができる。ただし、過去に京都市マンション管理セミナー等で講師を務めたものは上記に該当するものとして扱う。

#### 3.選考

- ・応募者が派遣要請日数と同数の場合は、一堂に会して日程の調整を行う。ただし日程調整を欠席した者については、応募を辞退したものとみなす。
- ・応募者が派遣要請日数を超えた場合は、一堂に会して派遣者及び日程について抽選とする。ただし、抽選会に欠席した者は選外とする。
- ・応募者が派遣要請日数を下回った場合は、一堂に会して応募者間で派遣者数を派遣要請日数に達するよう互選あるいは抽選をするものとし、日程についても同様とする。ただし、抽選会に欠席した者は派遣要請日数に関係なく選外とする。

### ☆京都市分譲マンション管理アドバイザー派遣

#### 1.募集

- ・「安すま」との委託契約書による派遣要請に基づき募集する。

#### 2.応募条件

- ・マンション管理士賠償責任保険加入者に限る。
- ・過去に派遣実績のある者。
- ・上記に該当しない者は、事前に当会研修会で「マンション管理」に係るテーマで発表することで換えることができる。ただし、過去に京都市マンション管理セミナー等で講師を務めたものは上記に該当するものとして扱う。
- ・その他「安すま」が委託契約書等で定める条件を満たした者。

### 3.選考

- ・応募者数が複数あった場合は、応募者間で互選あるいは抽選とする。
- ・指名があった場合は、指名を優先する。

#### ☆注意

- ・「安すま」より当会の信用を著しく失墜させる行為及び業務内容であったことの指摘等があった場合には、今後、本受託業務に応募することができない。
- ・京都市分譲マンション管理アドバイザー応募については、各会員の受託実績回数に制限を設けない。
- ・日曜相談の応募については、前年度派遣者であっても当該年度についても応募することができる。
- ・日曜相談及び京都市分譲マンション管理アドバイザーにおいて、「分譲マンション管理認定計画制度」についての相談もしくは制度の説明等の依頼があった場合には、日管連認定マンション管理士及びマンション管理センターのマンション管理計画認定制度事前確認講習受講者並びにマンション管理士賠償責任保険(B ランク以外)加入済の者が対応することとして、別途理事会にて対応を協議する。
- ・業務を完了した者は、すみやかに事務局へ報告しなければならない。

- 1.本取扱いについての改廃は、理事会決議により行う。
- 2.本取扱いについては、2022年11月10日より効力を発する。